附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年六月十日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―四―二〇

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

別表第五備考六を次のように改める。

六　解体用機械

1　ブレーカ

2　1に定める機械に類するものとして人事院が定める機械

附　則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十日

総務大臣　新藤　義孝

第八条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の場合において、当該参議院名簿届出政党等等から字幕番組（テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をいう。以下この項において同じ。）とするよう申込みがあったときは、日本放送協会は、録画した政見を字幕番組とするものとする。ただし、この規程又はこの規程に基づく定めに違反する当該参議院名簿届出政党等等については、日本放送協会は中央選挙管理会と協議の上、字幕番組としないことができる。

別表第一中

「愛知県	中京テレビ放送株式会社	中部日本放送株式会社」を
「愛知県	中京テレビ放送株式会社	株式会社ＣＢＣラジオ」に、
「三重県	三重テレビ放送株式会社	株式会社ＣＢＣラジオ」を

「アール・ケー・ビー毎日放送株式会社」を「ＲＫＢ毎日放送株式会社」に、「株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送」を「株式会社ＴＶＱ九州放送」に改める。

別表第二中

「北関東及び東京都		
	株式会社テレビ東京	
	株式会社ＴＢＳテレビ	
	株式会社フジテレビジョン	
	株式会社テレビ朝日	
	日本テレビ放送網株式会社	
」を		
「北関東		
	株式会社テレビ東京	
	株式会社ＴＢＳテレビ	
	株式会社フジテレビジョン	
	株式会社テレビ朝日	
	日本テレビ放送網株式会社	
	株式会社テレビ東京	
	株式会社テレビ東京	
	株式会社ＴＢＳテレビ	
	株式会社フジテレビジョン	
	株式会社テレビ朝日	
	日本テレビ放送網株式会社	
	株式会社テレビ東京	
	株式会社テレビ東京	
	株式会社ＴＢＳテレビ	
	株式会社フジテレビジョン	
	株式会社テレビ朝日	
	日本テレビ放送網株式会社	
	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	
」に		

改める。

附　則

1　この規程は、告示の日から施行する。

2　改正後の政見放送及び経歴放送実施規程の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○法務省告示第二百十四号

島根県益田市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十五年六月十日

法務大臣　谷垣　禎一

島根県美濃郡匹見町大字紙祖ハ百八十九番地

吉田　軍市

○外務省告示第百九十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十五年五月二十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年六月十日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成25年5月27日	2008年10月21日	TZ0587633